

議案第102号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（登録申請の不受理等）</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>〔略〕</p> <p>職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>～ 〔略〕</p> <p><u>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>（印鑑の登録）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p><u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場</u></p>	<p>（登録申請の不受理）</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>〔略〕</p> <p>職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（印鑑の登録）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>～ 〔略〕</p>

合にあっては、当該片仮名表記

3 [略]

(住民基本台帳カードによる印鑑登録証)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑の登録を受けた者から住民基本台帳カードを印鑑登録証とする旨の申請があったときは、当該申請を行った者の住民基本台帳カードに印鑑の登録を受けている旨を記録し、当該申請を行った者に対して交付するものとする。

2 前項の規定により交付した住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カードによる印鑑登録証」という。)は、印鑑登録証とみなす。

3 市長は、住民基本台帳カードによる印鑑登録証の交付を受けている者から住民基本台帳カードを印鑑登録証としない旨の申請があったときは、住民基本台帳カードから印鑑の登録を受けている旨の記録を抹消した上で返却し、印鑑登録証(前項の規定により印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードによる印鑑登録証を除く。第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項第2号、第13条第2項及び第18条第2号において同じ。)を新たに交付するものとする。

(住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間)

第7条の3 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該住民基本台帳カードの有効期間と同一とする。

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、再交付することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。

2 [略]

(印鑑登録証の返還等)

第9条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは本人又はその代理人、次の第5号に該当するときは本人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

~ [略]

第7条の2第1項に規定する申請を行うとき。

2 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の交付を受けている者が前項第1号又は第4号に該当するときは、市長は、住民基本台帳カードから印鑑の登録を受けている旨の記録を抹消した上で返却す

3 [略]

(印鑑登録証の再交付)

第8条 前条の印鑑登録証を著しく破損し、又は汚損したときは、申請に基づき、再交付することができる。ただし、当該印鑑登録証に記載された登録番号の判読が困難なときは、この限りでない。

2 [略]

(印鑑登録証の返還)

第9条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

~ [略]

るものとする。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

～ [略]

氏名(外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名又は通称)、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

・ [略]

外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記を変更したことにより、登録してある印鑑が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されていないものに該当するに至ったとき。

― [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人(住民基本台帳カードによる印鑑登録証を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。)は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証(住民基本台帳カードによる印鑑登録証の場合は、住民基本台帳カードによる印鑑登録証及び暗証番号)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証をさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年さいたま市条例第 号。以下この項において「利用条例」という。)第2条第1号に規定する自動交付機(以下「自動交付機」という。)に使用し、又は住民基本台帳カード(利用条例第4条第2項の規定により、利用条例第3条第4号に規定する自己に係る印鑑登録証明書を交付することに必要な情報を記録したものに限る。)を自動交付機及び利用条例第2条第2号に規定する民間端末機(以下「民間端末機」という。)に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第17条 市長は、第13条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があつたときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

～ [略]

氏名(外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名又は通称)、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1号又は第2号の規定に該当するに至ったとき。

・ [略]

― [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機(以下「端末機」という。)に印鑑登録証を使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第17条 市長は、第13条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があつたときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の

写し（電子計算機、自動交付機又は民間端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。

～ [略]

外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該片仮名表記

写し（電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。

～ [略]

附 則

この条例中第4条、第6条第2項及び第12条の改正並びに第17条に1号を加える改正は平成24年7月9日から、第7条の次に2条を加える改正並びに第8条第1項、第9条及び第13条第1項の改正は同年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正及び第17条各号列記以外の部分の改正は、同年11月1日から施行する。